

# 新型コロナウイルス感染症 診断から療養までの流れ

## 陽性の確認

### 医療機関

新型コロナウイルス感染症と診断された届出対象の方  
→医療機関から保健所に発生届が提出されます。



以下に該当する方は、発生届が提出されています。

- ① 65歳以上
- ② 入院を要すると医師が判断
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の服用が必要あるいは感染により新たに酸素投与が必要、と医師が判断した
- ④ 妊娠している

### 医療機関

新型コロナウイルス感染症と診断された届出対象外の方  
→「陽性者登録」が必要です。

### 検査キット



ご自身で用意した検査キットや無料検査で陽性を確認します。

### 登録窓口

専用サイトから登録を行いません。【いずれも電子申請】

登録時、各支援の申込みが可能です。

- ・パルスオキシメータの貸出
- ・宿泊療養の申込み



## 患者様への連絡

### 県庁



患者様に、療養に関するご案内を差し上げています。  
**大半は県庁からSMS、一部は電話でご連絡しています。**

### 県庁

登録完了（審査結果）をメールでお知らせします。

併せて、「自宅療養者支援センターの直通電話番号」（体調悪化時の緊急連絡先）  
「HER-SYS ID」（SMS通知）をお伝えします。



## 療養の開始

### 入院療養

### 宿泊療養

### 自宅療養

#### 届出対象の場合

療養期間中、毎日、健康観察の実施をお願いします。

健康観察を担当する機関

- ・自宅療養者支援センター
  - ・医療機関
  - ・保健所
- のいずれかの機関です。

#### 各登録窓口で登録した場合

体調不良など、相談があれば担当する自宅療養者支援センターにご相談ください。

#### ○療養期間

症状のある方 発症から**7日間**経過  
かつ24時間症状軽快

※入院・高齢者施設に入所している方は、  
発症日から10日間経過、かつ症状軽快後  
**72時間**経過

症状のない方 検体採取日から**7日間**経過